

令和2年第5回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和2年9月14日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
東庁舎4階議場
3. 議 題 （1）陳情第11号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の採択に関する陳情書
（2）議案第2号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
（3）議案第4号 令和2年度白井市一般会計補正予算（第8号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
（4） 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 石井恵子委員長・田中和八副委員長
長谷川則夫委員・竹内陽子委員
岩田典之委員・血脇敏行委員
中川勝敏委員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
執行部
市長 笠井喜久雄
総務部長 中村幸生
企画財政部長 津々木哲也
総務課長 川村俊男
秘書課長 齊藤祐二
公共施設マネジメント課長 鈴木隆宗
危機管理課長 寺田 豊
企画政策課長 永井康弘
財政課長 高山博亘
教育部参事 和地滋巳
文化センター長 石田昌弘
課税課主査 鈴木陽介
参考人 平川正雄
福島義明

池 川 和 子

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局	議会事務局長	石 井 治 夫
	主 査	萩 原 靖 殖
	主 事 補	小 原 陽 子

委 員 長 の 挨 拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井恵子委員長 おはようございます。今日は傍聴人の方もたくさんいらっしゃっております。今日は市民の3人の方からの陳情を午前中に審査していきたいと思います。昨日、今日とちょっと朝晩涼しくなってきましたが、皆様におかれましても健康に留意されて、よろしくお願いいたします。以上です。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○石井恵子委員長 改めまして、皆様おはようございます。本日は、午前中に市内からの陳情1件の審査と、午後に当常任委員会に付託をされました議案2件の審査を行います。皆様の慎重なる御審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、これより総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

なお、室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいて構いません。また、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 陳情第11号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の採択に関する 陳情書

○石井恵子委員長 日程第1、陳情第11号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の採択に関する陳情書を議題といたします。陳情第6号の参考人として、陳情者の平川正雄さん、福島義明さん、池川和子さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。失礼いたします。1か所訂正がございました。今、陳情第6号と、私、申し上げたようですが、11号ですね。失礼いたしました。

それでは初めに、参考人より、陳情の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分まで

です。なお、陳情者からの参考資料については、既に委員の皆さんに配付済みのため、説明は不要です。

それでは、どなたから説明していただけますか。参考人、どうぞ。

○平川正雄参考人 平川です。よろしくお願いします。

件名、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の採択に関する陳情書。

陳情者住所、白井市根1301、氏名、平川正雄ほか2名。

陳情要旨、2017年7月7日、核兵器の使用によって引き起こされる壊滅的な人道上的結末を招かないため、核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法として、核兵器禁止条約が国連で採択されました。国連は、核兵器全廃の重大な必要性を認識し、偶発的や誤算、あるいは意図に基づく兵器核兵器の爆発を含めた危険性に留意し、解決こそがいかなる状況においても、核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法であると断言しています。これらの危険性は全人類の安全保障に関わり、全ての国が核兵器の使用防止に向けた責任を共有していることを強調しています。

しかし、唯一の被爆国である日本政府は、同条約を批准しようとしていません。核廃絶は、被爆者をはじめ国民、市民の願いです。一刻も早く政府が批准するよう願って陳情します。

陳情事項1、白井市議会が日本政府に対し、核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出してください。

以上です。

○石井恵子委員長 池川参考人。

○池川和子参考人 ちょっと私、のどの辺りをけがをしているので、声が出にくいこともありまして、お聞きにくいところもあるかと思いますが、御承知おきください。

今回の陳情提出に当たって。池川和子。平和行進実行委員会が、今回の陳情を提出することを決意したことについて申し述べます。

1945年8月6日に広島、9日に長崎に原爆が落とされてから75年、瞬時に亡くなられた十数万人を含み、その年のうちに21万人が亡くなりました。人々の到底言葉に尽くせぬ残酷さに思いをはせています。親、子、兄弟、親戚、友人を亡くした多くの人々の悲しみと無念さ、自ら傷つき様々な病と向き合い、人生を通して差別に苦しみ抜いてきた被爆者の方々は、平均年齢83歳を超えます。胎内被爆で被爆者となった方も、後期高齢者となるほどの長い時間です。

そして1954年には、マーシャル諸島ビキニ水爆実験で第五福竜丸をはじめ、多くのマグロ漁船が被災しました。この被害に、主婦を中心とする多くの国民が原水爆禁止の署名運動を始め、日本の被爆者運動、原水爆禁止運動が始まりました。

1958年6月、原水爆禁止、核戦争阻止を訴え、1人の僧侶が被爆地広島平和記念公園から原水爆禁止世界大会が開催されていた東京に向かって歩き始めました。これが国民平和行進の始まりです。以来、毎年10万人を超える行進が全国に広がり、網の目行進としても各地で取り組まれるようになり

ました。

ここ白井では、1989年から白井コースとして取り組まれるようになりました。以来30年を超える期間、「核兵器廃絶、被爆者連帯、つなごう、被爆者の願い」をスローガンとして、全国で取り組まれる平和行進とともに、炎天の日、雨降りの日、台風の余波の強風の日も行進してきました。この間、市長や議長、市議の皆様にも協力を訴え、多くの方々からの賛同もいただいて行進を成功させてきました。

世界の核兵器禁止の歩みを見ると、1970年に核不拡散条約（NPT）が発効しました。以後5年ごとに再検討会議が開かれます。再検討会議ごとに署名も取り組まれましたが、2016年から核兵器を禁止し、廃絶を求める被爆者署名が開始されました。この署名では、被爆者は速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めますと、情理を尽くして求めています。そして2017年7月、国連交渉会議が開かれ、122か国の賛成で核兵器禁止条約を採択しました。2020年8月現在、条約の批准国は44か国、署名国は84か国です。被爆者の「再び私たちのような被爆者をつくらないで、私たちが生きていうちに核兵器の廃絶を」の願いを真摯に受け止め、実行委員会も署名に取り組んできました。

このたび、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求めたいと、白井市議会に陳情しようと考えました。この陳情を前向きに捉えて、意見書を採択してくださることを切に望みます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 福島参考人。

○福島義明参考人 今、皆さんのお手元に資料がいつているということなので、この中身について触れるようなことはありませんが、ただ、この白井の私たちの平和行進実行委員会と白井の議会、あるいは行政組織との関わり合いで、少し、私、述べさせていただきたいと思います。そういう意味で、この緑色の資料がお手元にいつているので、これを説明しながら話していきたいと思います。

この緑色の資料は、今年の私たちの平和行進を行うときに配付したビラです。今年は1万4,000枚、この白井に配布しました。私たち、このビラを毎年行進のたびにまくんですが、その中で必ず掲げているのは、今、2人の中で話が出ましたが、核兵器廃絶、被爆者連帯、支援ということと、それから上のほうの上段の下に書いてありますが、「ノーモア・ヒロシマ」「ノーモア・ナガサキ」「ノーモア・ヒバクシャ」ということで、これはその都度の毎年のチラシ、ビラの中に掲げています。これが一番大切なことで、私たちの一番の願いでもあるわけです。

そして、このビラの裏側にも書いてありますが、ここも参照していただきたいと思います。上段と下段に分かれていますが、上段の「平和都市宣言」、これはこの白井市で宣言されている条文です。この条文を見ますと、前段と後段はちょっと違って、前段は散文調の文章になっています。そして、後段は宣言の目的が明確に書いてあります。この近隣の市との関係で見ると、珍しい宣言文になっています。実際にこの宣言文は、起承転結の韻を踏んだすばらしい宣言文だと思います。

ちょっと読ましてもらいますが、「私たちは生命の尊さを深く認識し、核兵器の廃絶と、日本のそして世界の恒久平和の実現を願います。白井市は市民の平和と繁栄を求める心を結集し、ここに『平和都市』であることを宣言します。昭和62年3月13日」ということになっています。下にあるのは、この当時取り組んだときの数字ですから、ここで説明することはありません。

こういうことで宣言文が出されているんですが、皆さん御存じのように、この東館の入り口、玄関を入った右側に5つの宣言文が掲げられています。年代順に掲げられていますが、古いほうから2番目、この宣言文が掲げられています。この宣言文自体が、やはり考えてみれば、町の時代から白井のまちづくり、そして議会、行政の皆さんと共につくり上げてきた町の成果じゃないかと思うんです。そういう点では、この白井が民主的にこういうことが行われてきたということで、誇りに思っているんじゃないかと思います。そして、この宣言文というのは単なるスローガンじゃないですから、この中身をより実効あるものにしていくことが大切だと思います。そういう意味でこの中身を深めるために、さらに私たちが今陳情した中身、ぜひ採択していただけるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。委員の皆さん及び参考人の方に申し上げます。発言に当たっては、挙手をして、委員長の指名を受けてから発言してください。

それでは、質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 今、参考人の説明の中にもありましたけれども、広島、長崎に原爆が落ちてから、その後、生まれたという人たちが、私も被爆した翌年に生まれたんですけども、もう74年たっているという長きにわたっておりますが、先週の新聞報道によりますと、長崎のほうで核兵器廃絶を求める被爆者の署名が、長崎の県民の過半数50万人の署名に達成したという記事を新聞で読んだのを覚えておりますけれども、そういう点で、このような中で日本の政府は、なぜ現在、核兵器禁止条約に署名・調印・批准をしていないのか、その考え方について皆さんはどういうふうにお考えになっているか。意見書にも若干ありましたが、改めて、直接日本政府の態度についてのお考えを、参考人が考えておられるところをお話いただければと思います。

○石井恵子委員長 池川参考人。

○池川和子参考人 今、日本政府はなぜこの条約に反対しているのかというお尋ねだと思いますけれども、日本はアメリカと日米安保条約を結んでおり、アメリカの核抑止力に依存する立場を取っています。ですから、できないのかなというふうには思っておりますけれども、この条約そのものは核を使ったりすることのほかに、核兵器を使用する側を支援したり、奨励したり、勧誘することも禁止されている内容です。

ですので、日本がこの条約を結ぶと、支援せざるを得ない立場ですから、条約とかみ合わないこと

になってくるので、それでしないのかなと私は個人的には思っています。確かめたわけではありません。条約の文面から考えて、こういうことも考えられるかなと。アメリカと安保条約を結んでいて、核抑止力に依存している立場から考えると、そういうふうに考えているのかなと個人的に思っております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それではお尋ねします。今の池川さんの説明で、アメリカとの考え方がかみ合わない。そういうところに問題があるのではないか。では、そのアメリカの状況、世界の状況、これをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○石井恵子委員長 池川参考人。

○池川和子参考人 今の質問はちょっと私は難しいので、お答えできません。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 この問題は大変大きな問題です。世界では核保有国もあります。それから、もちろん平和に暮らしている国もあります。しかし、例えばアメリカと連携が取れている国、それからロシアと連携を組んでいる国、人間関係と同じように、世界の国々がいろいろな思いの中で連携を取っています。そこに私は問題があると思っているんですが、これは時の流れとともに変わってきております。今現状の中でそれをどういうふうに捉えていますかというのは、この陳情を出されている方々に十分説明していただかないと、この陳情を十分理解できないんです。そこはきちっと説明していただきたいと思います。

○石井恵子委員長 池川参考人。

○池川和子参考人 資料の中にちょうど年表を、資料2に当たるところですけれども、1970年から核不拡散条約が発効してもう50年になるわけですけれども、これも核保有国とそうでない国とのいろいろな対立とか、あと5年ごとにNPTは開かれていますけれども、2015年のときはこの会議の中で共通した認識に立つことができなかったんだと思います。

今年はコロナでNPTが開かれていけませんので、NPTの形で核兵器をなくしていくというところに限界があるのだなと思っておりまして、今回の核兵器禁止条約に関しては、全ての核兵器をつくることも禁止するというので、一步進んだ形の条約が提案されていると考えております。それが現在の私が答えられることでございます。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それは流れの話ですね。今現況は、例えば今まさに日本の首相も代わろうとしています。そして、アメリカの大統領の政治の在り方、それからロシアのプーチンの政治の在り方、中国の習近平の政治の在り方、これは本当に世界の中でもいろいろ考えられている点があると思います。

国々によって考え方は違います。そこが非常に厳しい状況になっているというのは、私が話すまでもないと思います。

そういう状況下の中で、この条約を批准してくださいということで皆さんが陳情されている中に、難しさというものは捉えていらっしゃるのでしょうか。

○石井恵子委員長 福島参考人。

○福島義明参考人 質問に的確に答えられるかどうか分かりませんが、このことで平和行進実行委員会で議論して、結論を出した経過はありません。

これは個人的な考え方になりますが、この課題は実際に核兵器を持っている国、それから持たない国、こういう関係、そして国の関係、これを超えて人類的な課題だと思います。そういう大きな観点で核兵器禁止条約をつくっていかうと。これはいろいろ歴史的な流れがありますが、そういう観点でこの問題を捉えるべきだと思います。

したがって、核兵器禁止条約が間もなく発効するに必要な国の数に達すると思いますが、それ以上に核を持っている国、全部反対していますね。核大国5大国と言われる国が反対しています。そして、その核の傘にある国、10か国ぐらいありますか、その国もほぼ反対しています。

しかし、今、世界の大きな流れは、そういう大国、どこかの国がという話じゃなくて、人類の課題としてこれは実現していかなきゃいけないという中から、核禁止条約が出てきていると捉えていいんじゃないかと思います。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 じゃ、お伺いします。日本がこの条約を批准することによって、外交上の不利益というのはないのでしょうか。

○石井恵子委員長 福島参考人。

○福島義明参考人 私はないと思います。不利益どころか、その逆だと思います。被爆国日本が、世界の多くの人たちはこの日本に何とかこの核禁止条約に参加してもらいたい、調印してもらいたい、批准してもらいたい、こういう願いを持っています。核兵器を保有する国も、実際には核兵器は持たないほうがいいと思っているんです。世界の核戦略に関わってきた人たちも、やはりそう思っています。

ただ、今言われたように、そこに至るいろいろな世界の流れがありますから、そういう点でなかなか実現しない。そこでいろんな提案もされてくるわけですが、この条約に日本国政府が調印・批准すれば、世界を励ますだけではなく、日本の地位を高めるものだと思います。そういうことでは、ぜひ私は、日本の国はこの核禁止条約に賛成して、批准して調印してもらいたいと思います。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 先ほどとダブるところもあるかも知れませんが、日本の国民の約7割が賛

成をして、そして地球上の唯一の被爆国、2回も被爆した唯一の被爆国ですけれども、その日本が本来であればリーダーシップを執って核兵器禁止条約をほかの国に訴えるべきところを、なぜ日本が、これに参加もしてないわけですね。この条約に賛成をしてない、反対をしている。ということは、先ほどと同じ質問になるか分かりませんが、なぜ日本はこの条約に参加しないと考えられますか。

○石井恵子委員長 福島参考人。

○福島義明参考人 参加しないのは、先ほどもお話ししましたが、日本自体がアメリカの核の下で、そして自分たちの安全を保っていきこうというところにあると思います。その枠の中から出ないと。そして、それによって日本の国を安全にしていこうという今の政府の姿勢、この流れが大きな妨げになって、要するに核抑止論の立場に立っているというところが、大きなネックになっていると思います。

ただ、これは今、日本政府が取っている態度も時代の流れとともに変わっていくと思います。そういう点では、今のこの状況は核禁止条約ができて直ちに核兵器がなくなるわけじゃないですから、そういう点で日本の政府の態度がすぐ変わると思っていません。ただ、基本的には、先ほど池川参考人も言いましたけれども、日米安保条約の中で、そしてずっと一貫して、戦後の流れの中で、今もアメリカの核の体制の中にあるということが大きな妨げになっているんだろうと思います。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 ちょっとお尋ねしますが、今、日本の国の中で、日本の国の安全を非常に脅かす国というのは、具体的に国名を挙げなくて結構ですけれども、何か国ぐらいあると御認識されているか確認をさせてください。

○石井恵子委員長 福島参考人。

○福島義明参考人 私はないと思っています。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 ないというお答えで。それでは、先ほどの岩田委員と大体同じようなことなのかなと思うんですが、日本の国がこの条約に参加をしてない理由、こういう理由で参加していないんだということの認識を確認させてください。明らかに公表されているようなもので、いろいろマスコミですとか何かいろいろ言うと思うんですけれども、そうじゃなくて、この条約に参加していない明確な理由をもし存じ上げていたら、御回答をお願いします。

○石井恵子委員長 福島参考人。

○福島義明参考人 公表されているところです。これも私たちの平和行進実行委員会で議論して、実行委員会としての考え方、結論じゃないですけれども、これも私の個人的な、今までに報道されている中身で言わせていただくと、これは日本政府の間では、安倍総理が述べているように、核保有国と核兵器を持たない国の間を取り持つんだという言い方をしています。今、そういう立場に立っている

んだろうと思います。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、この陳情書に併せて、意見書の案が添付されています。もし仮にこの陳情が採択をされたら、白井市議会として日本政府に意見書を出すことになるわけですがけれども、この添えられた意見書なんですけれども、白井市議会として出す場合には、これは若干変更しても構わないでしょうか。

○石井恵子委員長 平川参考人。

○平川正雄参考人 構わないと思います。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、この意見書の案文の中にどうしてもここだけは残してほしいという文言があれば、ちょっとお願いしたいと思うんですけど。

○石井恵子委員長 平川参考人。

○平川正雄参考人 大きく変えるのはちょっとあれかと思いますがけれども、少しぐらい変えるという形であればいいんですけれども、全面的に変えられちゃうと趣旨と違うものになってしまうので、そういうふうな趣旨と違うものでやってもらってちょっと困ると思っています。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、この陳情は陳情なんですけれども、仮に採択されましたら、今度は白井市議会として日本政府に意見書を出すわけです。一応意見書案が添えられていますけれども、あくまでも市議会とすると、陳情文書、陳情の趣旨、要旨ですね、それで陳情事項に沿って意見書をつくるということになりますけれども、仮にそうなった場合には、この意見書は白井市議会に任せていただけるでしょうか。

○石井恵子委員長 福島参考人。

○福島義明参考人 当然のことですが、そう思います。ただ、この文章はよく読んでいただくと、かなり全国的なことで、いろいろ経験や体験、それから今の世界情勢も踏まえた上に出来上がっている、良くできた文章だと思っています。したがって、資料として出させていただいたんですが、それは白井市議会は白井市議会としての自主的なものがありますから、それはそこで検討していただいて、一番いい文章にしていいただければいいと思います。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。大丈夫ですか。本当ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

委員の皆さん、ちょっと委員長席の周りに集まっていただけますか。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○石井恵子委員長 会議を再開いたします。

これから討論を行います。

まず初めに、反対討論の方ございますか。

田中委員。

○田中和八委員 不採択の立場で討論をさせていただきます。

今回、陳情書を読み、また本日、陳情者にお越しいただき、説明、質疑も伺いました。陳情事項は、白井市議会が日本政府に対し、核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求めています。平和都市宣言の一部に、「私たちは生命の尊さを深く認識し、核兵器の廃絶と、日本のそして世界の恒久平和を実現を念願します」。このような文章があることも存じ上げております。一個人としては、署名をすることも当然考えられるんですが、今回の陳情書は市町村の権限外と私は判断して、不採択という答えを出させていただきました。

○石井恵子委員長 続きまして、賛成討論の方いらっしゃいますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 核兵器廃絶禁止に関わる意見書ですけれども、これは今や日本の国民の悲願でもあると思っております。唯一の被爆国の国民として、自分たちの子孫のために戦争しないと。そういう国をつくっていくべきだし、日本はまた、世界で唯一の被爆国という立場からこれを主張していくというのは、非常に大きな重みのある、国際的な日本の国民が負った責務だと考えております、私は。

時あたかも自民党総裁が代わるわけで、そういう中で多くの国民、先ほどの参考人の方にもありましたが、7割の国民が核兵器は廃絶すべきだし、使用を禁止していくべきだという声はますます、この中で強まっている。こういう中で、日本国民の1人として、白井市議会のメンバーの1人として、この陳情書を採択するのに積極的にもろ手を挙げて賛成していきたいと思えます。

○石井恵子委員長 ほかに討論の方はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、私はこの陳情に反対をしたいと思います。ただし、私は核廃絶を心から願っております。私はちょうど終戦の年に生まれました。世界で唯一の被爆国として二度と原爆投下が、核使用をしてはならないと思っています。母からもいろいろな悲しい事実を聞いてまいりました。

今、世界の状況と、日本の置かれている現状を先ほどもお話ししましたが、詳しくここで説明するまでもありませんが、核保有国の間で緊迫した関係が起きているのも事実です。このような状況下で、米国の傘下にある日本政府に対し、核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求めることは非常に難しい

と私は思います。

と同時に、平成17年に発足した賢人会議では、核保有国と非核保有国が話し合いを今進めているところ。必ずや世界が一丸となって核兵器のない社会で、全世界が核兵器禁止条約で一致することを私は望んでおります。しかし、現段階では、この陳情事項を含む陳情には賛成できず、反対といたしました。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに討論はございますか。よろしいですか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 本陳情第11号に、不採択の立場で討論をさせていただきます。

先ほど参考人のほうから、白井市の平和都市宣言の中に、核兵器の廃絶と日本のそして世界の恒久平和というものが都市宣言の中に入っていると。こういうことも私も重々承知しているところです。

確かに、核兵器というのは非常に大変なものであるという認識はしっかり持っているところです。日本の国というのは世界で唯一の被爆国、日本政府は今まで核軍縮、こういうものをしっかりと提唱してきているところですが、この条約に対しては交渉の在り方、それから核兵器国と非核兵器国の対立を一層深めるものということで、交渉には参加していないものと、私、認識しております。

先ほど私、ちょっと質問をさせていただいた中で、日本の国の中に安全を及ぼす国が幾つくらいと。ゼロ回答をいただいたところなんです。日本政府が核兵器禁止条約に関わるところに反対した理由が平成28年11月8日に出されていて、この中で、ここでは具体的に国名を挙げさせていただきますが、まず核軍縮に関する我が国の基本的立場は、核兵器のない世界の実現のために、核兵器の非人道的に対する正確な認識及び厳しい安全保障環境になる冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との間の協力による実現的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが必要不可欠なものと。

この後に、実際、国名が出てきています。北朝鮮の核・弾道ミサイル開発が、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中で、このような我が国の基本的立場には合致せず、慎重な検討を重ねた結果、反対したものであるというものが、安倍首相のほうからこのときに出ております。このようなことから、本陳情に対しては不採択の討論とさせていただきます。

○石井恵子委員長 ほかに討論はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された陳情第11号は、採択すべきものとするに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立少数です。したがって、当常任委員会に付託された陳情第11号は不採択すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後１時30分です。

参考人の皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

休憩 午前１０時５４分

○石井治夫議会事務局長 本日は御苦労さまでございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日から３日間にわたり、各常任委員会に付託されました８議案をそれぞれの常任委員会において審議いただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第２号及び議案第４号のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目の２議案について、審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重な審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会議事につき、引き続き石井委員長をお願いいたします。

再開 午後 １時３０分

○石井恵子委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発言していただきますようお願いいたします。また、室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいても構いません。また、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。

なお、休憩中に議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

（２）議案第２号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第２、議案第２号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

田中委員。

○田中和八委員 まず、文化センターのほう、お伺いいたします。文化センターの中には文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館等4館ありますが、各館個別に検討する予定はあるでしょうか。

○石井恵子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 個別に検討する予定はございません。

○石井恵子委員長 田中委員。

○田中和八委員 それでは、次に文化会館、これは団体の利用がありますが、例えば文化団体協議会とか建築の専門家を委員に入れる御予定というのはどうでしょうか。

○石井恵子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 文化団体協議会につきましては、入れる予定はございません。建築に関しましては、建築等の推薦をいただけたところからお願いしたいと思っております。

○石井恵子委員長 田中委員。

○田中和八委員 文化センターのあり方検討委員会のほうは支援業務の委託がありますが、この内容についてお伺いします。

○石井恵子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 支援業務につきましては、検討委員会の調査・審議を円滑に進めるために、現状確認や改修、現状維持、縮小等のモデルプランの作成やコスト比較など、検討に必要な資料の作成、それから検討委員会会議の運営支援及び市民意見の把握を目的としたアンケート等の実施に係る支援を委託する内容を検討しております。よろしくお願いします。

○石井恵子委員長 田中委員。

○田中和八委員 続きまして、桜台小・中学校給食の在り方についてお伺いします。施設の老朽化、学校給食衛生管理基準に満たないことや、財政健全化の取組で学校給食センターへの移行について、保護者の理解が得られなかったことで、当分の間は現状のままになっております。今回の検討目的が、桜台小・中学校の児童生徒の安全で安心な学校給食を効率的に提供するためにとあります。どのように進めていくのでしょうか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 どのように進めていくかについてお答えします。桜台小・中学校の給食の在り方は、市全体の検討課題と考えておりますので、市の全体の意見が反映されるよう市内全体からバランス良く委員を選定し、検討していこうと考えております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 給食センターについて伺います。さきの一般質問で、給食センターの在り方で、今後、給食センターに桜台小も全部入れて運営していく場合と、それから改修等して運営していく場合

の数値を議場で言われたと思います。このあり方検討委員会でその数値を前提として示しながら、進めていくおつもりでしょうか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 検討委員会では、桜井小・中学校の給食の在り方を一から考えていきますので、まずは桜井小・中学校や、または給食センターの給食施設、こういうものの現状把握、共通認識を委員の方に持っていただこうと考えております。当然、市全体の課題として考えていますので、白井市の今後の児童生徒の推計や財政状況など、様々な視点から現状を把握していただいて、そちらのこれからの在り方を検討していただこうと考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 どうも今の答弁を伺っていると、真っ白なゼロベースからスタートするということなんですけれども、これはいろいろな意見が出てくると思うんです。でも、既に給食センターが出来上がって、将来的には経済効果だけではなく、おいしい給食をつくっているのそこに桜台も入ってという予定は執行部のほうにもあったと思うのです。

でも、それはおかしいんじゃないかということで、また新たにその検討委員会を始めるということなんですけれども、限られているんですよね。給食センターはできている。それから、あとはあそこをどうするか。そうすると、おのずと数値は出てくるわけです。そういうことを示さないままゼロからやるということに、市はどういうふうに考えているのですか。きちっとした、そういうものを比較検討しながらやることも必要じゃないんですか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 最初に、平成30年に白井市のほうで行政経営改革実施計画を出した中では、在り方を検討するとしておりました。その後、市のほうは、30年8月に出された財政推計の見通しの中では、統合のことも触れながら考えていくということがされましたが、桜台小・中学校の保護者、地域の方への理解をなかなか得られるものではなかったもので、令和2年4月再度示されました実施計画の中では、やはり在り方を検討していくというふうに表記をそのまま残し、検討していくことになりました。ただ、市としては、今示している数値については、検討の際には、当然そちらの数値も検討課題としては使用していきます。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今の言葉がよく聞こえなかったんですけれども、その数値を使ってどうしますか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 数値を市の現状ということで委員の方にお示しをし、認識をしていただいて、御意見をいただこうと思っております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 桜台小・中学校の給食のあり方検討会のところで、このあり方検討会を条例を改正してというんですか、全員協議会でちょっと御説明をいただいている部分なんですけれども、これは保護者への配慮ということで、検討会において、桜台小・中学校の保護者の意見を聞く機会を設けますという御説明をいただいています。これというのは具体的に何度ぐらいというか、それで示されているのは7回の検討会を予定されているようなんですけれども、この検討会の中に含めてやるのか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 今お示しさせていただいております検討会のスケジュールは、令和2年から4年までで7回ということでお示しさせていただいておりますが、この内容につきましては、この中で桜台小・中学校の保護者の方の意見を聞く場を設けるというふうには想定しておりますが、実際、何回とかいつとかというのは、検討委員会が実際に始まってから、その中で確認していきたいと思っております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 議案の資料の改正案と現行というところの改正案の一番右のところに「調査の審議が終了するまで」というふうな任期が書いてありますが、これは令和4年までを目途としていますけれども、この解釈はどういうふうに考えたらいいんですか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 今、スケジュールのほうで示させていただいておりますのは、第7回の検討委員会を令和4年8月と示させていただいております。ここの日程につきましては、桜台小学校の校舎の大規模改修が令和7年度から実施する計画がされておりますので、当然その計画には、調理場をどういう形で改修するかは検討委員会で検討しますが、調理場の改修もここには含まれてまいります。

そこから逆算すると、設計は令和5年から開始する必要がある、その前年に予算関係のことについてもめどを立てる必要がありますので、一応そこの日程を考慮しまして、今のところ令和4年8月とさせていただいております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 まず、桜台小・中の給食の在り方の問題ですが、この点で、先ほどの質問にも若干

関連するんですが、ゼロベースからの桜台小・中の給食の在り方も、統一センターとの関係で比較検討するということに間違いはないのでしょうか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 先ほどもお答えしました市の状況も十分に鑑みてということではありますが、一度あり方検討委員会の中では現状を認識しながら、一から考えていただくというふうに思っております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑は。

中川委員。

○中川勝敏委員 かなり進んで、委員の構成のところなんですけれども、この中で10名程度出されておりますが、公共団体の代表者が入っておりますけれども、これは桜台小・中のPTAの役員という意味なんですか。それとも先ほど説明があった市民からのということとの関連は、市民公募するということになっていると思いますが、どういうふうな定数枠、位置付けなんですか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 委員構成で示させていただきました公共団体の代表者というのは、市内の学校のPTAから選出される方というふうに考えております。その中で、桜台小・中学校については、役員は2名以上を委員としてということで配慮すると書かせていただきましたので、桜台小・中学校のPTAから選出される方は必ず入っていただきたいと考えております。市民については、公募しまして、2名のうち1名は桜台小・中学区から選出していきたいと考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 もう1点だけあります。スケジュール表が出されているわけなんですけれども、文化センターのほうは、スケジュール表に第何回で何をやるという中身がある程度厳密に書かれているんですが、先ほどの質問では7回の検討委員会の中で随時これを埋めていくと。

そうすると、これも確認なんですけれども、例えばパブリックコメントであるとか、市民との意見交換とか、市民アンケートというのは間違いなく実施されるんでしょうかという確認です。第何回でというのは、随時決めていくみたいな御答弁が先ほどあったんですけれども、始まるに当たっては、具体的にある程度ここでこういう意見集約が出るので、市民アンケート云々とか、パブリックコメントをいただくとかというのは、間もなく始まる時にはもう出るんでしょうかということです。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 内容につきましては、今スケジュールで示させていただいているとおり、何回に何をやるというのは、今現在、検討委員会がまだ立ち上がっているわけではないので、はっきり決まっている状況ではありません。先ほど言いましたように、桜台小・中学校の施設、給食センター

の把握、または桜台地区の保護者の方の意見を聞く場、そういう形を提示しながら、委員会の中でどういうスケジュールであるかを検討して、決定していきたいと思っております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございませんか。

中川委員。

○中川勝敏委員 文化センターのほうの質問でもよろしいですか。

○石井恵子委員長 はい、どうぞ。

○中川勝敏委員 こちらのほうですが、一番お聞きしたいのは、ここに令和4年度が終わるまでに提言を出して、たしか令和5年、6年、7年辺りから本格的着工という説明を前回聞いた記憶があるんですが、今日の先ほどの質問の中で出ていましたように、例えば天井問題で、大きなホールのところの懸案を先にやるとかいうのは、先ほどの答弁では優先順位というんですか、プラネタリウムは、例えば基本的には後半に持ってくるのか、そういう点での進め方は分離してやらないで、統一してやるんだという説明があったと思うんです。

私の意見として質問したいのは、文化会館大ホールの問題については、そんなに長い時間をかけて後半でやっと結論が出ましたということだと、これはいつ南海トラフの地震が来て、これは早く急ぐ必要あるんじゃないかということで、優先順位の検討項目が3つ4つあるとすれば、トップに来てしかるべきではないかと。それは他市の例を見ても、こういう震災問題との関係で建て替えというのが出ているのは、急いで数か月で結論を出したということからいっても、令和4年度までに検討する中に入っておりますでは、あまりにもアバウトな進め方ではないかと思いますが、その辺のスケジュールの順位とかいうことについて、どうお考えなのかお聞きしたい。

○石井恵子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 お答えします。まず、6月議会で、令和3年、4年度で文化センターの在り方を決めて、それから5年度に基本設計、6年度実施設計へと進めるため、最短で令和7年度の工事になるのではないかと財政推計上見込んでいると答弁させていただいております。そのため、在り方の結果、またあり方検討委員会のスケジュールによっては、変更になる可能性があると考えております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑は。

中川委員。

○中川勝敏委員 ですね。だから逆に、その中で4つの文化会館のポイントがあるけれども、先ほども言いましたが、ここはこう整理すると言って、優先順位を決めて取っかからないとというふうに思っています。

現にもう既に文化センターの天井は、天井つり方式で業者の入札も終わって、これは入札が7月ですか、10月にはつり天井の工事は終わるとなっているんです。これは先行的に契約がされて、今もう

既にセンターを使っていないときのつり天井の工事は、日曜とか夜とか使ってやっておられるわけですよ。なのにその進め方の見通し、段取りがまだ発表されてない。これはもう少し明確に今答弁できないものなのでしょうか。

○石井恵子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 お答えします。現在、市のほうでホール天井のワイヤ補強とか、そういう部分の工事をさせていただいております。今回、文化センターの在り方という部分で、外壁ですとか、いろんな部分が老朽化していて、全体を検討していかなければならない部分になると思います。既存不適格な状態というのは、まだワイヤ補強では法的に不適格の状態でありますので、この在り方を決めて、天井も含めて法律に適合する天井等を、この在り方を決めた後に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 どうも進め方と位置付けがはっきりしない。今の答弁では、つり天井の方式は建設上、法に合っていない問題点があると言いながら、その方式での見積りと契約がもう既に終わっている。一部工事は始まっている。その位置付けをこれからやっていくんだと。やっていることと進めようとしている方向、ばらばらじゃないでしょうか。そこまでもう着手して、契約額も決まっているわけですね、これ。丸彰工務店さんに7月の半ばに1,400万円でつり天井をやるというのは、ホームページでも発表されているわけです。それとの関連でいえば、今の進め方、位置付け、はっきりしない。もう一度答弁を求めたい。

○石井恵子委員長 もう一度答弁を求めるということでございますが、鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 今行っている工事について御説明させていただきますと、今行っている工事につきましては、文化センターの大ホールの天井のあくまで補強工事に当たりまして、最終的な基準法の不適格を解消するための工事につきましては、今後のあり方会議の結果をもって進めるということで行っていますので、今行っている工事につきましてはあくまでも補強工事ということになっております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 このあり方検討委員会の構成委員について、確認の意味も含めて、もう少し詳しく説明をお願いします。

○石井恵子委員長 まず、文化センターからよろしいですか。

○岩田典之委員 両方とも。

○石井恵子委員長 両方ですね。では、まず文化センターあり方検討委員会の構成について、議場でも質問がありまして、お答えいただいたんですが、委員会ですので、再度確認のためにということでございますが、いかがでしょうか。

石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 あり方検討委員の人数と構成について説明いたします。まず、学識経験を有する者2名、こちらが建築、それから行政経営に見識のある学識の方、生涯学習推進委員会の委員1名、教育機関の職員が3名、こちらは小中学校の教職員、それからホールを利用している幼稚園を想定しております。それから、市民が5名。市民のうち3名は公募で、2名は無作為抽出を考えております。それから市の職員3名、こちらは行政全般に見識のある職員、公共施設の管理運営等を行っている課から、それから建築等の許認可等を行っている部署からということで3名、合計14名とさせていただきます。

以上です。

○石井恵子委員長 給食センター、和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 学校給食のあり方検討会につきましては、委員構成は10名です。まず、学識経験者が3名、公共団体の代表者が3名、教育機関の職員が2名、市民が2名です。学識経験者につきましては、1名は学校給食や食育などに見識のある方、もう1名は市町村等地方行政に見識のある方、もう1名は実際に市行政に携わった経験のある有識者の方を想定しております。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに。

岩田委員。

○岩田典之委員 文化センターの検討会で、無作為抽出というのはどういった方法で選出するんですか。

○石井恵子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 無作為抽出につきましては、市民活動のほうで名簿登録されている方の中から無作為で抽出させていただきたいと考えております。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、その方に打診をして引き受けてもらうか、あるいは打診して受けられなかったら、ほかの人ということなんでしょうか。

○石井恵子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 そのように考えております。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 学校給食のあり方のほうですけれども、PTA関係、それから市民公募、併せて小中学校区から2名以上ということを知りました。うちPTAが1名、市民から1名以上というふうに

受け取られるんですけれども、確認ですけれども、そのようなことでよろしいのでしょうか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 P T Aや市民につきましては、先ほどお伝えしたように、それぞれ桜台地区の方は入っていただくということを想定して、選定してまいりたいと思っております。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 P T A、市民の方は桜台小・中学校区内と区域外というのは、何か考えているのでしょうか。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 P T Aにつきましては、桜台小・中学区から、桜台中学区と言ったほういいですか、そこから1名、残り4中学区ありますから、そこを2つずつに分けて、市内全体のバランスを考えて3名を選定したいと考えております。

市民につきましては、今、公募の在り方を検討しておりますが、1名は桜台地区の方が入るようになるよう、公募を考えていきたいと思っております。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、文化センターのほうの市民公募が3名、それから桜台の給食のほうは市民公募が2名ということですが、この中から選任するのはだれが選任するんですか。

○石井恵子委員長 では、文化センターと桜台給食センターと別々にお聞きしていいですか。

では、文化センターのほうから。3人の公募というのは、だれがどういうふうに決めるんだということでもいいんですよ。

石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 教育委員会議にお諮りして、決定させていただく予定です。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 同じでございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、調査・審議それぞれ終了すると、その提言書といいますが、検討委員会のほうでまとめたものを、これは教育委員になるのかな、市長になるのかな、提言しますね。こういうまとまりましたと。その提言、文化センターのほうは14名以内、小中学校の給食のあり方検討委員会は10名以内ということで、10名と14名の中で提言書がまとまります。それを受けて、それで決定という、いわゆる尊重するという、そのまとめられた報告書がほぼ最終決定というふうに考えていいのでしょうか。

○石井恵子委員長 給食センターのほうですか。

○岩田典之委員 両方共です。

○石井恵子委員長 では、文化センターのほうから。

石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 検討委員会で提出されます提言書をもって、この委員会そのものは終了という形になります。その提言書を教育委員会に諮りまして、意見として改修等の計画の参考にさせていただくという形になると思います。

○石井恵子委員長 和地教育部参事。

○和地滋巳教育部参事 同じでございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、その提言を受けて、教育委員会議の中で変更・修正、そういうこともあり得るのでしょうか。それとも、それを最終結果として受け止めて、次に進むと考えてよろしいのでしょうか。

○石井恵子委員長 石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 こちら給食も同じになりますが、教育委員会でまず提言書を確認させていただいて、教育委員会内部での検討、それから同じ内容を市のほうにも検討ということで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、賛成討論の方ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立多数でございます。したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は14時15分。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○石井恵子委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(3) 議案第4号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第8号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○石井恵子委員長 日程第3、議案第4号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第8号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。質疑については、歳出からページ順に、一問一答形式をお願いいたします。

それでは初めに、12ページ、2款1項1目総務費の一般管理費と、次の13ページ、2目の広報広聴費、この2目について質疑を受け付けます。

質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へいきます。13ページの下段、5目財産管理費と14ページの6目企画費、これが15ページの中段まで続いています。その次の2款2項1目総務費の税務総務費、ここまでで質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、5目の財産管理費の中の公共施設保全管理に要する経費のところ、一般財源から地方債に財源の振替えが行われていますが、この理由について伺います。

○石井恵子委員長 高山財政課長。

○高山博亘財政課長 お答えいたします。公共施設保全管理に要する経費のうち、こちらの歳出事業費については空欄になっております。歳出の補正はしておりませんけれども、財源の補正を行っております。当初予算の段階で防災対策事業債、こちらは充当率が90%の起債でございまして、こちらを緊急防災・減災事業債、充当率が100%のより有利な地方債がありましたので、こちらを活用することによりまして340万円ほど地方債を起こすことができましたので、その振替えを行っているものでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へいきます。17ページの総務費、選挙費、それからその下の2款5項の統計調査費、その次、18ページの2款6目監査委員費、ここまでで質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へいきます。20ページを開けてください。20ページの6目国民健康保険費、7目介護保険費、9目後期高齢医療費、ここでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 次へいきます。26ページにいきます。26ページの4款3項衛生費の上水道費、ここはよろしいですか。ありません。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へいきます。28ページです。28ページは細かいところになります。6款1項2目商工振興費のうちの償還金利子及び割引料ですか、ここはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 次へいきます。同じく28ページの7款4項1目都市計画総務費の中の公営企業費への補助及び出資についてはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 次へいきます。29ページから30ページにかけて、8款の消防費、ここはいかがですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 次へいきます。38ページを開いてください。38ページの11款公債費とその下の13款予備費、こちらはいかがでしょう。質疑ございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 それでは、今度は歳入について質疑を行います。歳入は9ページになります。

9ページ、1款市税、同じく9ページ、7款地方消費税交付金、同じく9ページ、10款地方特例交付金、同じく9ページの11款地方交付税、ここはいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へいきます。10ページ、16款3項委託金、同じく10ページ、18款寄附金、同じく10ページから11ページにかけて、19款繰入金、ここはいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へいきます。11ページの20款繰越金、11ページ、同じく21款4項2目の雑入のうちの賠償補償保険金、そして22款の市債、いかがでしょうか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 11ページの市債のところの5の臨時財政対策債についてお尋ねをしたいと思います。この解説は、財政推計の見直しと財政健全化の取組というところで、要は今年度の発行額、可能額で固定すると書いてあるんですが、これは素人的な考えかもしれませんが、今、コロナ禍の中で国のほうも大きな、10兆円とも言われるような予備費を出している。中には、日本の財政再建はなかなか難しいであろうと言われるときに、いつも企画財政部長からは必ず臨時財政対策債は交付税で

ちっと入ってくるというお話を伺っているんですが、これが46ページの最後に書いてある90億2,200万何がしというこの金額が、この先何年かかるか、私、これよく分かりませんが、必ず交付税で入ってくる。そういった見通しを立てて、財政のほうはこれを良しとしてこの金額が出されているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○石井恵子委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 全体のことなので、私のほうからお答えさせていただきます。今、質問にありました臨時財政対策債につきましては、現状では計算上は100%の歳入は受けていると。これはあくまで現状という言い方しか、この先がちょっと見えませんので、それと併せて交付税制度というものがありますので、私ども地方の全国市長会等、町村会を含めまして、交付税制度の全額堅持をお願いしますという要望は毎年しております。

裏を返せば、その臨財債というものは、今年の地方債残高220億円程度のもののうちの90億円程度、41%を占めておりますので、これは臨財債といえども起債に含まれる数字だと言われておりますので、あくまで借金が増えていくという考えがある中で、臨財債についてはなるべく借りないほうが良いというのは正直な気持ちでありますけれども、財政上借りなければいけない状況が今後も続いていくと思います。最後になりますけれども、冒頭申し上げたとおり、今のところは100%の歳入は受けているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今年度は、地方交付税はかなりの減になっております。これは財政推計の取組の中の3項目の理由があって、交付税は減になりました。でも、この臨財債を借りていくほうが、基準財政需要額を国のほうが見ていく中で、交付税措置されるのが有利になっていくんでしょうか。その見方はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 臨財債につきましては、今年度入る地方交付税につきましては今年度の借入れ分ではありませんので、必ずしも今年借りの分が交付税として入るものとリンクはしないと思っております。先ほども申し上げたとおり、起債、借金という表現になってしまいますので、なるべく借りないほうが良いと。

もう一つ言いますのが、コロナ禍というお話がありましたけれども、今年の税につきまして猶予特例債というものを、国は1年限りのものを認めております。それにつきましてもやはり借金という表現になってしまいますので、当市では今のところ、その活用というものは考えていないです。

ついでに申し上げますと、税の猶予というものがあまして、市税・県民税の一部につきまして、市が扱っているものについて、今のところ49件の猶予申請、金額にして5,500万円程度、そのうち個人の方が23件で100万円程度、企業が26件で5,400万円程度の猶予の申請を受けまして、うちのほうで

は認めております。

そういうことがありますので、次年度以降の予算の調整につきましては、十分いろんな側面を見ながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。歳入、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、6 ページに移ります。6 ページ、地方債補正でございます。ここの公共施設保全事業、上水道事業、臨時財政対策債、この3点についていかがでしょうか。質疑はございますか。ありません。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決されました。

（４）閉会中の継続審査について

○石井恵子委員長 日程第4、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

閉会 午後 2時29分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和２年　　月　　日

白井市総務企画常任委員長